

平成23年度

行政監査報告書

西条市監査委員

目 次

| | |
|---------------------------------|---|
| 行政監査の結果について | 1 |
| 第1 監査のテーマ | 2 |
| 第2 監査の目的 | 2 |
| 第3 監査の期間 | 2 |
| 第4 監査の方法 | 2 |
| 1 監査の方法 | 2 |
| 2 監査の審査基準 | 2 |
| 3 監査の着眼点 | 2 |
| 第5 監査の結果 | 3 |
| 1 準公金を管理する団体等について | 3 |
| 2 準公金の取扱いに関する実地監査について | 3 |
| 3 監査結果と留意事項について | 3 |
| (1) 準公金の取扱根拠について | 3 |
| (2) 準公金の取扱いマニュアルについて | 4 |
| (3) 通帳及び届出印の保管状況について | 4 |
| (4) 払込み・払出し伝票について | 4 |
| (5) キャッシュカードについて | 5 |
| (6) 現金の取扱いについて | 5 |
| (7) 出納簿について | 5 |
| (8) 所管部署における出納簿及び通帳の確認について | 5 |
| (9) 検査員の検査について | 5 |
| (10) 出納簿、通帳記帳内容、現金預金残高、伝票内容について | 6 |
| (11) 団体等における監査等について | 6 |
| (12) 統括部署の対応について | 6 |
| 4 まとめ | 7 |
| (添付資料1) 準公金事前調査課別集計表 | 8 |
| (添付資料2) 準公金行政監査の実地監査対象一覧表 | 9 |

西 監 第 77 号
平成 24 年 4 月 9 日

| | |
|---------------------------|-------------|
| 西 条 市 長 | 伊 藤 宏 太 郎 殿 |
| 西 条 市 議 会 議 長 | 楠 學 殿 |
| 西 条 市 教 育 委 員 会 委 員 長 | 年 森 恭 子 殿 |
| 西 条 市 農 業 委 員 会 会 長 | 近 藤 康 伸 殿 |
| 西 条 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 | 塩 出 保 允 殿 |

| | |
|---------------|-----------|
| 西 条 市 監 査 委 員 | 飯 尾 正 |
| 同 | 徳 増 達 史 |
| 同 | 黒 河 紘 一 郎 |

行政監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

第1 監査のテーマ

準公金の取扱いについて

第2 監査の目的

本市においては、職務の関係上、市の歳入歳出である公金に属さない本市以外の団体等が所有する現金預金いわゆる準公金を管理している場合があるが、これらの準公金については西条市会計規則の適用対象外となっている。

しかしながら本市職員による準公金の取扱いにおいて事故等が発生した場合には、市の管理責任が問われることになる。

そのため行政事務処理手続きの適正確保の観点から「準公金の取扱いについて」をテーマとして行政監査を実施するものとし、準公金の適正な管理体制の検証を行うものである。

第3 監査の期間

平成24年1月27日から平成24年3月30日まで

第4 監査の方法

1 監査の方法

準公金の取扱いに関する事前調査を実施のうえ、監査対象を30件抽出し、それぞれの関係職員から聴取を行う実地監査を実施した。

2 監査の審査基準

総務部長発平成23年7月15日付け西職第330号で通知のあった「準公金の取扱いについて（通知）」の定めるところに従って、平成23年8月から平成24年2月までにおける準公金の取扱いに関する事務の執行が適正に行われているかどうかについて審査を行った。

3 監査の着眼点

次の項目を着眼点として監査を実施した。

- (1) 関係団体等の事務局として、やむを得ず準公金を管理する必要があるか。
- (2) 準公金取扱いマニュアルは作成されているか。
- (3) 通帳及び届出印は別々の職員が管理し、施錠できる金庫等において保管しているか。
- (4) 入出金に当たっては、払込み・払出し等の伝票を作成後、課長等が確認を行い認印を押しているか。
- (5) キャッシュカードは作成していないか。
- (6) 入出金は、口座振込により処理し、現金は取り扱わないこととしているか。

- (7) やむを得ず現金を取り扱う場合は、施錠できる金庫等で保管し、長期間の保管を避けているか。
- (8) 出納簿を作成しているか。
- (9) 課長等は、毎月、出納簿及び通帳を確認しているか。
- (10) 最低3か月ごとに部長が指名する者（検査員）の検査を受けているか。
- (11) 検査員は、出納簿、通帳その他関係書類を確認し、報告書により部長に報告しているか。
- (12) 部長は、検査員の報告を受け、準公金の取扱いに関する改善を要する場合は、課長等に改善指導をしているか。
- (13) 出納簿、通帳記帳内容、現金預金残高、領収書内容が一致しているか。
- (14) 団体等における監査は適切に行われているか。

第5 監査の結果

1 準公金を管理する団体等について

事前調査を行った結果、平成24年1月27日現在、準公金を取扱っている部署は11部3総合支所38課室局あった。

市職員が準公金を管理している団体等の総合計は205件であり、その取扱いが最も多かった部署は、教育委員会管理部の99件（48.3%）であり、続いて保健福祉部24件（11.7%）、東予総合支所22件（10.7%）となっている。課室局別で特に多いのは、社会教育課88件（42.9%）で、そのうち公民館で管理しているものが75件（36.6%）あった。

（※準公金事前調査課別集計表は添付資料1のとおり）

2 準公金の取扱いに関する実地監査について

事前調査の結果に基づき、管理している各部署のバランス等を考慮して準公金30件を抽出し、各担当部署で実地監査を実施した。

実地監査では担当部署を訪れ、「監査の着眼点」に留意して、準公金の通帳、出納簿等の出納関連書類の審査を行うとともに、現金、通帳、届出印の保管状況を確認した。

（※準公金行政監査実地監査一覧表は添付資料2のとおり）

3 監査結果と留意事項について

準公金の実地監査の結果におけるそれぞれの留意事項は、次のとおりであるので、今後はそれぞれの事項に留意して、準公金の取扱いの適正化に取り組みたい。

(1) 準公金の取扱根拠について

団体等の事務の取扱いに関して、市に事務局を設置し、市職員が事務を行うとい

う内容の会則、規約等を定めるなど、その根拠を明確にしていない団体が見受けられた。

準公金は、各団体が所有する現金預金等であり、当然のことながら当該団体で出納事務をはじめ各種事務を行うべきところであるが、市の施策推進上やむを得ず市職員が管理する必要がある場合にあつては、会則、規約等の整備をし、その根拠を明らかにしておくべきである。

なお、事務局を市に置くことが同時に会計事務を含めたすべての事務を市が行うことにはならず、事務局の体制として、団体に会計役員を置き、その補佐を市職員がするという方法も検討すべきである。

(2) 準公金の取扱いマニュアルについて

準公金の取扱いマニュアルを作成していない部署が見受けられた。

総務部長通知は基本的な共通項目について指示をしたものであり、当該部署の準公金の取扱いに当てはめた場合に、どの職責の者が何を担当するかなど、項目ごとに具体的に記載したマニュアルを作成し、人事異動があつたときなどにも混乱なく引継ぎができるようにしておくべきである。

また同時に、当該団体等の会則や出納簿の様式なども整理しておくべきである。

(3) 通帳及び届出印の保管状況について

通帳及び届出印については、すべての準公金について鍵が懸かるキャビネット、金庫等で保管されていた。

また、すべての準公金において、通帳及び届出印の管理はそれぞれ別々の者が行っていたが、通帳の保管場所の鍵と届出印の保管場所の鍵を最終的に同一の者が管理している部署が見受けられた。

通帳及び届出印は、内部牽制及び防犯上の観点から、管理職員を含めた複数の者が施錠のできる別々のところに保管し、その鍵も別々の者が管理すべきである。

(4) 払込み・払出し伝票について

収入支出の際には、払込み・払出し伝票等（支出命令書等）を作成し、課長等はそれを確認し、認印を押すこととなっているが、伝票が作成されていない部署や金額の根拠書類（請求書等）が添付されていない部署が多く見受けられた。

また、一部に概算支出をしているものがあり、それに対する支出決裁が取られておらず、課長の承認も受けていないものが見受けられた。

今後は事故防止の観点からすべての部署において、入出金に際し複数職員の点検と管理職員の決裁を受けた後出金する等、内部牽制が働く体制を確立するとともに、個々の案件について入出金の内容や金額の根拠が分かるよう払込み・払出し伝票に請求書や納品書を添付するなど、適正な事務執行に心掛ける必要がある。

(5) キャッシュカードについて

キャッシュカードはすべての部署で作成されていなかった。

キャッシュカードは便利なものであるが、担当者個人の判断で入出金が可能であることから、不正の原因になりやすい。このため、内部牽制機能を働かせるためにもキャッシュカードは作成すべきではない。

(6) 現金の取扱いについて

総務部長通知で、「入出金は、口座振込みにより処理すること」とされているが、やむを得ず現金を取扱っていた部署があった。なお、どの部署も現金については、鍵が懸かるキャビネット、机、金庫で保管されていた。

ただ、やむを得ず現金を取扱う場合においても、即日処理を徹底し、極力現金を保管しないように配慮するとともに、どうしても即日処理ができない場合は、当該部署の責任者である課長等が現金保管場所の鍵を保持するべきである。また、毎日複数の者が保管している現金を確認するべきである。

なお、現金の保管を出納室に依頼しているところもあった。

(7) 出納簿について

出納簿は金銭の出納の記録を管理するための帳簿であり、収支の状況等を明らかにする書類であるが、一部で不適切な記載が見られた。

公金、準公金に関わらず金銭を取扱う場合には、払込み・払出し伝票と通帳記載内容が常時合致することが不可欠であり、早急に出納簿を修正し、適正な会計事務を行うようにされたい。

(8) 所管部署における出納簿及び通帳の確認について

出納簿と通帳と合致等の確認については、ほとんどの部署において課長等が毎月確認し、その月日を記入、認印を押しており、総務部長通知に対応した事務が執行されていた。

しかしながら、長期間現金預金の出し入れがない場合には確認がされていないケースが見られたが、月に一度は出納簿と通帳の合致状況を確認することにより、準公金の所管部署内の牽制機能が働くとともに、問題点の早期発見につながるものであり、すべての部署において毎月の確認を励行されたい。

(9) 検査員の検査について

最低3か月ごとに部長が指名する検査員が準公金に関する出納簿、通帳その他の関係書類を確認し、部長に報告することとしているが、検査していない部署が見受けられた。

また、問題があるにもかかわらず、部長への報告書に検査員意見が記入されてい

ないものがあった。

検査員は部長と所管部署との準公金の取扱い状況に関しての重要な橋渡し役であり、検査員の的確な状況の把握と報告がなければ事務の改善は望めないものである。この意味から部長は、検査員制度の趣旨を踏まえて指名する必要がある。

中には、所管課内の者や入出金に係る決裁系列にある者が検査員になっているケースが見られるが、このような場合はチェックが甘くなるとともに、部長への報告の中で指摘事項を書きにくくなる可能性があるため、検査員の指名に当たっては牽制機能を十分発揮するため、当該準公金の所管課以外の職員を指名することが望ましい。

また、検査員の指名に当たっては、一人の職員に多く準公金の検査を任せるのではなく、複数の職員に割り当てるなどして、一人の職員の過重な負担を避け、検査業務が本来の業務の支障にならないように配慮することが必要である。

(10) 出納簿、通帳記帳内容、現金預金残高、伝票内容について

出納簿、通帳記帳内容、現金預金残高、伝票内容について確認したところ、ほとんどの準公金の事務処理について合致していたが、整理の都合という理由で、事業内容ごとの月別の出納簿を作成していたケースがあり、この場合は通帳の日付と出納簿の日付が前後しているところがあり、通帳の額と出納簿の額との照合ができなところがあった。また、出納簿及び伝票が作成されていない部署では確認できなかった。

今後とも事務局の信頼性を担保する意味からも、出納簿の金額、通帳残高、関連各種書類の数値を合致させておくべきである。

(11) 団体等における監査等について

ほとんどの団体においては、年1回決算時に監査を行い、総会等で監事が監査報告を行っていたが、中には内部監査実施規程を定め、年2回以上の内部監査を行っている団体もあった。また、より団体の関与を高め、団体としての自立性を持たせるため、すべての収入支出伝票を当該団体長が確認、押印しているものもあった。

なお、一部に監査機能を有していない団体も見受けられたが、その団体においては監事を設置するとともに、毎年監査を実施することが必要である。

(12) 統括部署の対応について

総務部長通知が出されたことにより、それまで定められていなかった準公金を取扱う場合の指針となる基準が示された。

これにより準公金の会計事務に係る統一的な取扱いができる基盤が整い、各部署における準公金の事務処理の適正化に向けた取り組みが進んだことから、一定の成果があがっている。

ただし、今回の監査を実施する中で、検査員により検査状況にばらつきが見受けられ、また、検査員制度の趣旨を十分に理解していない検査員も見受けられたことから、統括部署であり、また指導的立場でもある職員課において、より適正に準公金の取扱いができるように検査員との打合せ等を通じて問題点を把握し、意思の統一及び事務の均質化が図れるよう指導を徹底するよう要望するものである。

4 まとめ

準公金の取扱いについては、全体的には概ね適正に処理されていたが、一部の団体等の準公金の取扱いにおいて、出納簿や支出伝票処理に不適切なものが見受けられたので、個別の項目で指摘した意見要望に沿って速やかに対策を講じ、適正な事務処理を行うよう求めるものである。

また、今回実地監査の対象にならなかった団体等においても、各部署において再度各項目について確認し、問題事項があれば速やかに対策を講じる必要がある。

なお、市が団体の一員である場合や市が関与しなければ事業の遂行が困難な団体については、市が運営に関与することもやむを得ないところであるが、本来は各団体が自立し、市は補助的役割を担うのが理想であり、現在市職員が団体の事務を行っているものについて、改めて市の施策の推進上、真に必要かどうかを判断することが必要である。また、各団体の自立に向けた支援策についても更に検討していくべきと考える。

(添付資料1)

準公金事前調査課別集計表

| 部 | 課 | 件数 | | | |
|---------|-----------|-------|-----|-----|----|
| | | 事務局 | 預り金 | その他 | 計 |
| 総務部 | 総務課 | | | | 0 |
| | 職員課 | 1 | | | 1 |
| | 秘書課 | 1 | | | 1 |
| | IT振興課 | | | | 0 |
| | 危機管理課 | 2 | | | 2 |
| | 庁舎建設室 | | | | 0 |
| | 市民生活課 | 3 | | | 3 |
| | 計 | 7 | 0 | 0 | 7 |
| 企画情報部 | 戦略企画課 | 1 | | | 1 |
| | 行政改革推進課 | | | | 0 |
| | 農業革新都市推進室 | | | | 0 |
| | 計 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 財務部 | 契約課 | | | | 0 |
| | 工事検査課 | | | | 0 |
| | 財政課 | | | | 0 |
| | 市民税課 | | | | 0 |
| | 資産税課 | | | | 0 |
| | 納税課 | | | | 0 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 保健福祉部 | 社会福祉課 | 6 | | |
| 女性児童福祉課 | | | 11 | | 11 |
| 高齢介護課 | | 3 | | | 3 |
| 健康増進課 | | | | | 0 |
| スポーツ健康課 | | 3 | | | 3 |
| 国体推進課 | | | | | 0 |
| 国保医療課 | | | | | 0 |
| 地域医療課 | | 1 | | | 1 |
| 計 | | 13 | 11 | 0 | 24 |
| 生活環境部 | 環境衛生課 | 1 | | | 1 |
| | 下水道業務課 | | | | 0 |
| | 下水道工務課 | | | | 0 |
| | 水道業務課 | | | | 0 |
| | 水道工務課 | | | | 0 |
| | 計 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 産業経済部 | 商工労政課 | 1 | | | 1 |
| | ものづくり支援課 | | | | 0 |
| | 観光振興課 | 3 | | | 3 |
| | 計 | 4 | 0 | 0 | 4 |
| 農林水産部 | 農業水産課 | 8 | | | 8 |
| | ブランド戦略課 | | | | 0 |
| | 林業課 | 2 | | | 2 |
| | 農林土木課 | | | | 0 |
| | 国土調査課 | | | | 0 |
| | 計 | 10 | 0 | 0 | 10 |
| 建設部 | 建設道路課 | 1 | | | 1 |
| | 河川課 | 1 | | | 1 |
| | 港湾課 | 2 | | | 2 |
| | 都市計画整備課 | | | | 0 |
| | 建築審査課 | | | | 0 |
| | 用地課 | | | | 0 |
| | 施設管理局 | | | | 0 |
| | 計 | 4 | 0 | 0 | 4 |

| 部 | 課 | 件数 | | | |
|---------|------------|-------|-----|-----|----|
| | | 事務局 | 預り金 | その他 | 計 |
| 出納室 | 出納室 | | | | 0 |
| 消防本部 | 総務課 | 2 | | | 2 |
| | 警防課 | | | | 0 |
| | 予防課 | 5 | | | 5 |
| | 通信指令課 | | | | 0 |
| | 東消防署 | | | | 0 |
| | 西消防署 | | | | 0 |
| | 計 | 7 | 0 | 0 | 7 |
| | 教委管理部 | 教育総務課 | 2 | | |
| 社会教育課 | | 87 | | 1 | 88 |
| 人権教育課 | | 1 | | | 1 |
| 東予分室 | | 3 | | | 3 |
| 丹原分室 | | 4 | | | 4 |
| 小松分室 | | 1 | | | 1 |
| 計 | | 98 | 0 | 1 | 99 |
| 教委指導部 | 学校教育課 | 3 | | | 3 |
| 議会事務局 | 議事課 | | | | 0 |
| 農業委員会 | 農業委員会事務局 | 1 | | | 1 |
| 選挙管理委員会 | 選挙管理委員会事務局 | | | | 0 |
| 東予総合支所 | 総務課 | 2 | | | 2 |
| | 税務課 | | | | 0 |
| | 市民福祉課 | 1 | 7 | | 8 |
| | 農林水産課 | 11 | | | 11 |
| | 建設管理課 | 1 | | | 1 |
| | 計 | 15 | 7 | 0 | 22 |
| | 丹原総合支所 | 総務課 | 2 | | |
| 市民福祉課 | | 2 | 4 | | 6 |
| 農林水産課 | | 6 | | | 6 |
| 建設管理課 | | | | | 0 |
| 計 | | 10 | 4 | 0 | 14 |
| 小松総合支所 | 総務課 | 1 | | | 1 |
| | 市民福祉課 | 3 | 2 | | 5 |
| | 農林水産課 | 2 | | | 2 |
| | 建設管理課 | | | | 0 |
| | 計 | 6 | 2 | 0 | 8 |

| | | | | |
|----|-----|----|---|-----|
| 総計 | 180 | 24 | 1 | 205 |
|----|-----|----|---|-----|

※ 預り金24件のうち、13件は児童クラブ預り金、11件は保育所保護者会の会費である。

※ その他1件は、庄内公民館が防犯協会の預金通帳を預かっているものである。

※ 各課からの報告は216件であったが、内11件は事務局を団体に移管している。

(添付資料2)

準公金行政監査の实地監査対象一覧表

| No. | 部 | 課 | 団体名等 |
|-----|-----------|-------------------|-----------------------|
| 1 | 総務部(2) | 危機管理課 | 西条市交通安全推進協議会 |
| 2 | | 市民生活課 | 西条市連合自治会 |
| 3 | 保健福祉部(4) | 社会福祉課 | 西条市障害者団体連合会 |
| 4 | | 女性児童福祉課(小松東保育所) | 小松東保育所保護者会費 |
| 5 | | 高齢介護課 | 西条市老人クラブ連合会 |
| 6 | | スポーツ健康課 | 西条市スポーツ少年団(一般会計) |
| 7 | 生活環境部(1) | 環境衛生課 | 西条市地下水利用対策協議会 |
| 8 | 産業経済部(1) | 観光振興課 | 石鎚山系レクリエーションの森保護管理協議会 |
| 9 | 農林水産部(3) | 農業水産課 | 西条市青年農業者協議会 |
| 10 | | 農業水産課 | 西条市認定農業者等連絡協議会 |
| 11 | | 林業課 | 西条市森林と緑の推進協議会 |
| 12 | 建設部(1) | 建設道路課 | 国道194号利用促進同盟会 |
| 13 | 消防本部(2) | 総務課 | 消防団運営交付金 |
| 14 | | 予防課 | 西条市幼少年婦人防火委員会 |
| 15 | 教委管理部(9) | 教育総務課(丹原学校給食センター) | 丹原学校給食センター給食会計 |
| 16 | | 教育総務課(小松学校給食センター) | 小松学校給食センター給食会計 |
| 17 | | 社会教育課 | 西条市PTA連合会 |
| 18 | | 社会教育課 | 西条地域文化協会(一般会計) |
| 19 | | 社会教育課(氷見公民館) | 氷見連合自治会 |
| 20 | | 社会教育課(多賀公民館) | 社会福祉協議会多賀支部運営経費 |
| 21 | | 社会教育課(徳田公民館) | 丹原東地区体育協会徳田支部 |
| 22 | | 社会教育課(小松公民館) | 小松地区青少年健全育成協議会 |
| 23 | | 社会教育課(東予郷土館) | 四国カブトガニを守る会 |
| 24 | 教委指導部(1) | 学校教育課 | 12歳教育推進事業実行委員会 |
| 25 | 東予総合支所(3) | 市民福祉課 | 西条市東予地区老人クラブ連合会 |
| 26 | | 農林水産課 | 周桑地区農業再生協議会 |
| 27 | | 農林水産課 | 東予地域漁業協同組合連合協議会 |
| 28 | 丹原総合支所(2) | 市民福祉課(丹原児童クラブ) | 丹原児童クラブおやつ代 |
| 29 | | 農林水産課 | 丹原町米消費拡大推進連絡協議会 |
| 30 | 小松総合支所(1) | 市民福祉課 | 西条市小松地区老人クラブ連合会 |